

人事委員会給与報告・勧告の概要について

○ 報告・勧告のポイント

＜本年の給与改定＞

～ 月例給の改定なし、ボーナスを引下げ ～

- ・ 月例給の公民較差は △16 円 (0.00%)
- ・ 特別給 (ボーナス) を 0.15 月分引下げ

＜報告及び勧告の内容＞

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給 (毎月きまって支給される給与)

職員(※1)と、これに類似する民間従業員 (事務・技術関係職種) の本年 4 月分の給与月額について、役職段階、学歴、年齢が同じ者同士を比較 (ともに本年度の新規学卒の採用者を除く。)

職員の給与 (A)	民間従業員の給与 (B)	(B) - (A)	
		較差額	較差率(※2)
393,467 円	393,451 円	△16 円	0.00%

※1 職員給与算定の基礎となる行政職給料表(1)及び学校行政職給料表適用職員 (行政職員)

※2 民間従業員の平均給与月額が、公民比較の対象となる行政職員の平均給与月額を、どの程度上回っている (又は下回っている) かを示した割合

(2) 特別給 (ボーナス)

職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に民間従業員に支給された特別給 (ボーナス) の支給月数を比較

職員の支給月数(A)	民間従業員の支給月数 (B)	(B)-(A)
4.45 月	4.30 月	△0.15 月

2 本年の給与改定

(1) 月例給 (毎月きまって支給される給与)

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定なし

(2) 特別給 (ボーナス)

ア 民間との均衡を図るため、支給月数を 0.15 月分引下げ (4.45 月→4.30 月)

イ 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

一般の職員の場合の支給月数

区 分		6 月期			12 月期			年間計		
		改定前 A	改定後 B	増減 (B-A)C	改定前 D	改定後 E	増減 (E-D)F	改定前 (A+D)	改定後 (B+E)	増減 (C+F)
令和 3 年度	期末手当	1.275 月	1.275 月	支給済み	1.275 月	1.125 月	△ 0.15 月	2.55 月	2.40 月	△ 0.15 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	支給済み	0.95 月	0.95 月	—	1.90 月	1.90 月	—
	計	2.225 月	2.225 月	支給済み	2.225 月	2.075 月	△ 0.15 月	4.45 月	4.30 月	△ 0.15 月
令和 4 年度 以降	期末手当	1.275 月	1.20 月	△ 0.075 月	1.275 月	1.20 月	△ 0.075 月	2.55 月	2.40 月	△ 0.15 月
	勤勉手当	0.950 月	0.950 月	—	0.950 月	0.950 月	—	1.90 月	1.90 月	—
	計	2.225 月	2.150 月	△ 0.075 月	2.225 月	2.150 月	△ 0.075 月	4.45 月	4.30 月	△ 0.15 月

【参考】勧告どおり給与改定が実施された場合の行政職員の平均年間給与への影響

改定前	改定後	差額
6,460 千円	6,400 千円	△60 千円

※ 令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの平均年間給与額